

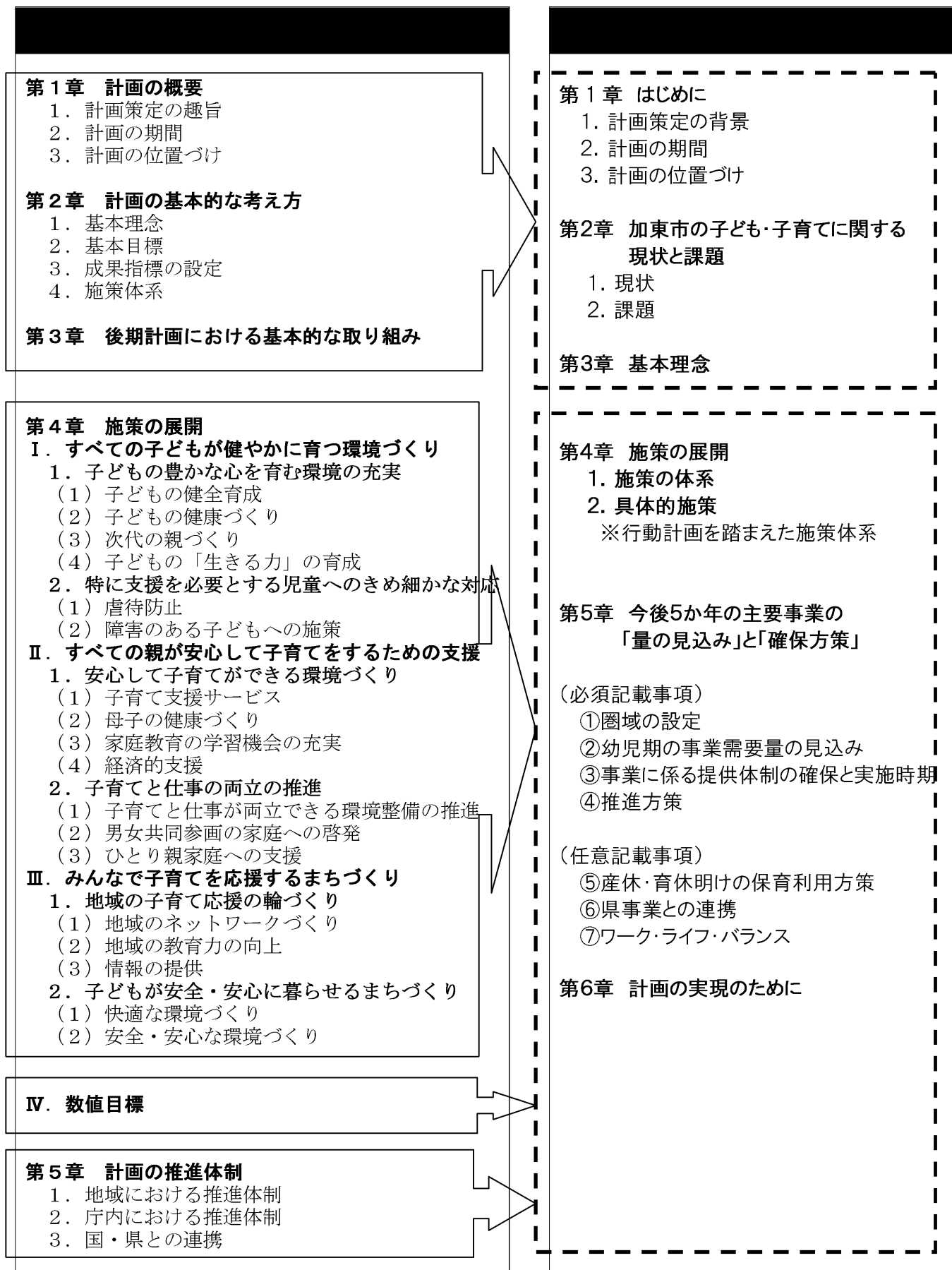
加東市子ども・子育て会議資料

平成26年3月14日

福祉部子育て支援課

教育委員会学校教育課

「加東市子ども・子育て支援事業計画」の構成案について



「教育・保育の提供区域」の設定について

1. 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。（学区とは異なります）

計画には、1つの区域に対して、「今後5年間、どのくらいの量の教育・保育事業が必要になるのか」をニーズ調査等から算出し、その確保の方策を記載します。

2. 区域設定にあたり留意すべき点

①事業量の調整単位として適切な規模か

- ・区域内の児童数や面積は適切か
- ・区域ごとに事業量の見込み算出が可能か
- ・区域ごとに不足分の効率的な確保方策が打ち出せるか

②事業の利用実態を反映しているか

- ・保護者の移動状況を踏まえているか
- ・設定した区域内で事業の展開が可能か
- ・現在実施している事業との整合性が図られているか

※国の資料では、設定区域として小学校区・中学校区・行政区などが例示されていますが、設定については各自治体の裁量に任されています。

【国の区域設定における考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案から）

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

3. 区域設定の案

加東市内全域を1つの区域として設定してはどうか。

加東市の現状と課題の検討について

※加東市の現状から考えられる主な課題を「★」印で記載。

※今後、ニーズ調査の分析結果を基に、更なる検討を重ねる。

(計画策定と並行して作業を進める)

社会動向	転入が転出を上回る。 (平成24年度)	少子高齢化が進んでいるが 他市町に比べ緩やか。
年齢別就学前児童数	横ばいから減少傾向にある。	
保育所在籍者数	<ul style="list-style-type: none"> 増加傾向にある。 定員を超えている園がある。 (全体では約107%) 今後、保育所で待機児童が発生する恐れがある。 	★待機児童対策 ★地域差への対応 (市域全体で対応) ★きめ細やかな対応 (病児・病後児保育、一時預かり等)
保育所在籍者の年齢別割合	0～2歳までの園児の割合が増加している。	
幼稚園在籍者数	<ul style="list-style-type: none"> 減少傾向にある。 定員を割り込んでいる。 (全体では約63%) 	★幼稚園のあり方の検討
アフタースクール	<ul style="list-style-type: none"> 横ばいから増加傾向にある。 全体的に高い利用率にある。 	★就学児童への支援(小1の壁対策)
ファミリー・サポート・センター	<ul style="list-style-type: none"> 会員数は増加している。 依頼会員の増加が著しい。 	
女性の就労	<ul style="list-style-type: none"> 30～40歳代の女性の就労率が全国平均より高い。 就学前児童の母親の7割が就労している。 	★地域ぐるみの子育て支援 ★ワーク・ライフ・バランスの充実
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 市内には未設置である。 私立保育所1園が平成27年度から移行予定である。 	★幼保一体化に向けた取り組み
その他	新制度移行により入園方法、補助金の流れ等、大きな変化を迎える。	★新制度へのスムーズな移行

加東市子ども・子育て支援事業計画

大きくまとめると、

- 新制度へのスムーズな移行
- 地域の子育て力の向上
- 幼保一体化の推進
- 就学児童への支援(小1の壁対策) などが挙げられるのではないかと。